

公益財団法人横浜市消費者協会理事長等職務権限規程

制定 平成24年11月 1日

改正 平成24年11月28日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人横浜市消費者協会定款（以下「定款」という。）第24条第4項の規定に基づき、理事長及び専務理事の決裁事項並びに専務理事及び常務理事の専決事項を定め、公益法人としての適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 決裁 事案について最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 事案について常時理事長又は専務理事に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 事案について理事長又は専務理事不在のときに、その者に代わって臨時に決裁することをいう。

(理事長の決裁事項等)

第3条 理事長及び専務理事の決裁事項並びに常務理事及び常務理事の専決事項は、別表のとおりとする。

2 専務理事及び常務理事は、前項の別表に定められていない事項であっても、専決することが適当であると認められるものについては、この規程に定める専決事項に準じて専決することができる。

(専決事項の特例)

第4条 第2条及び前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは、理事長の決裁事項又は上司の専決事項とする。

- (1) 内容が特に重要であると認められる事項
- (2) 内容が異例であり、又は重要な先例になると認められる事項
- (3) 内容に疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずる恐れがあると認められる事項

(専決の報告)

第5条 前2条の規定により専決した者は、必要があると認めるときは、その専決した事項について、その内容を上司に報告しなければならない。

(代決)

第6条 理事長が不在のときは専務理事が、専務理事が不在のときは常務理事が、その事案を代決するものとする。ただし、代決は、緊急を要するもの又はあらかじめ理事長又は専決権者の指示を受けたものに限るものとする。

(代決の報告)

第7条 前条の規定により代決した者は、代決後、速やかに、その代決した事項について理事長又は専決権者に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に決裁等手続の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年11月28日から施行する。

別表（第3条第1項）

理事長決裁事項	専務理事決裁事項	専務理事専決事項	常務理事専決事項
事業計画及び収支予算の案作成に関する事 こと。			
	経営計画の立案に 関すること。		
	経理の統括及び予算の 流用に関する事 こと。		
事業報告及び決算の案 作成に関する事 こと。			
重要な事務事業の計画 の策定及び執行に 関すること。		事務事業の計画の策定 及び執行に関する事 こと。	軽易な事務事業の計画 の策定及び執行に 関すること。
重要な要綱の制定に 関すること。		要綱の制定に 関すること。	
	重要な要領の制定に 関すること。		要領の制定に 関すること。
特に重要な申請、報告、 届出、通知等に関する 事 こと。		重要な申請、報告、届出、 通知等に関する事 こと。	申請、報告、届出、通 知等に関する事 こと。
特に重要な許可、承認、 回答、副申等に関する 事 こと。		重要な許可、承認、回答、 副申等に関する事 こと。	許可、承認、回答、副 申等に関する事 こと。
特に重要な契約、協定の 締結に関する事 こと。		重要な契約、協定の締結 に関する事 こと。	契約、協定の締結に 関すること。
	職員の人事給与制度に 関すること。		
	嘱託員制度に 関すること。		

	福利厚生に関する こと。		
事務局長の任免に 関すること。		課長及び職員の 任免に関する こと。	嘱託員の任免に 関すること。
		事務局長の出張・ 休暇・職務免除 に関する こと。	課長、職員及び 嘱託員の出張・ 休暇・職務免除 及び時間外・休 日勤務に関する こと。
			職員の事務分担 に関する こと。
			給与・旅費の支 払に関する こと。
	50万円以上の物 品、労力その他 の調達等に関 すること。		50万円未満の物 品、労力その他 の調達等に関 すること。
			事務局の統括に 関すること。

注 事務局は定款第45条第1項に規定される事務局を、事務局長は同条第2項に規定される事務局長をいう。